

大学はどこに行くのか

榊 達雄

さかき・たつお
名古屋大学・教育学部

最近大学審答申が矢継ぎ早に出され、それに基づく法制化が十分な議論もなされずに進められてきている。一九九七年には、多くの大学人の反対にもかかわらず、大学の教

員等の任期に関する法律が制定され、一九九九年五月には、大学審答申「二一世紀の大学像と今後の改革方策について」（一九九八年十二月）に基づいて、学校教育法等の一部改正が行われた。いずれもユネスコの「高等教育の教職員」の地位に関する勧告」（一九九七年）、同じく「二一世紀に向けての高等教育世界宣言―展望と行動―」（一九九八年）に見られる国際的動向に背を向けたものである。とりわけ学校教育法等の一部改正は、学長・学部長の権限を強化し、外部有識者が大学運営について学長に助言・勧告等を行う運営諮問会議の設置を認めるものであり、大学の自治を揺るがす恐れのあるものである。それは、戦後政策側

が一貫して制定しようとしてきたが、大学関係者・国民の運動によって基本的に阻止されてきた大学管理法の流れに属するものであるといえよう。

そしてこの大学管理法の流れに位置づくとともに、戦後教育改革における大学改革を根本から掘り崩そうとするのが、現在問題になっている国立大学の独立行政法人化であるといえる。それは、小渕首相が国家公務員の定員削減率を二五％にする打ち上げから、急に問題になってきた。要するに、二五％削減は並大抵ではないが、国家公務員のうち職員数が極端に多いのは郵政省と文部省の職員であり、郵政省職員が公社に、文部省の国立大学関係者が独立行政法人に移行すれば（公社職員も独立行政法人も定員法の対象からはずれるので）、定員削減の達成は可能となるというわけである。

文部省は当初独立行政法人化に反対で、二〇〇三年までに結論を出すことにしており、今年八月独立行政法人化を視野に、設置形態の見直しの検討を始めることが新聞に報道されたときも、反対であることに変わりはないが、状況が許されなくなったときに戸惑ってはいはよくないので検討をするということであった。しかし、九月二十日国立大学学長等を集めた会議において、独立行政法人法(通則法)は国立大学の教育研究になじまないが、特例措置を設けることを条件に、国立大学の独立行政法人化を実施する見解を正式に表明した。文部省見解では、学長の任免は大学からの申し出に基づき、主務大臣が行うとし、大学の「中期目標」は各大学からの意見聴取に基づき、主務大臣が策定し、大学評価は「大学評価・学位授与機構」(仮称)の判断を尊重するとしている。国大協会長は、この文部省見解は、国立大学協会の「国立大学の独立行政法人化問題に関する検討結果の取りまとめ」の検討をほとんど取り入れたものであるが、国大協の独立法人化反対の態度に変更はないという。「取りまとめ」は、「独立行政法人に移行した場合に予想される問題を抽出し、併せてその解決策についても若干の検討を加えた」としている。しかし、独立行政

法人自体の問題は、解決されるものではない。

一番の問題は、どんな大学を目指して独立行政法人にするのか、という理念がないことである。すなわち公務員の二五%定削のためにするというだけである。大学評価には、経営的観点が重視されるとなっている。市場原理に合わない学問分野は軽視され、自由な研究活動が抑制される恐れがある。中期目標の決定や学長の任命等において、主務大臣が強い権限をもつことは、大学の自治にとって脅威になるといえるべきである。

この独立行政法人化の問題は、直接には国立大学の問題であるが、国立大学が独立行政法人化されれば、それは私立大学にも影響を与えるものと考えなければならない。

